

第1章 経営の基本方針（1 ページから 2 ページ）

1 経営方針(1 ページ)

未普及地域の整備、施設の老朽化対策への取組が求められる中、少子高齢化の進行による人口減少等により、その財源となる下水道使用料の確保も厳しい状況が予想されます。

下水道経営に求められるものとは？

経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上が求められます。

太田市では何が求められているの？

汚水処理の概成を目指すとともに、投資の平準化を図りながら、基準外繰入の削減に取り組むことが求められます。

取組みを達成するための経営方針決定！

「経営の健全化を基本とした、安定的・効率的な下水道サービスの提供」

2 位置付け(1 ページ)

総務省からの要請(2016年1月26日付け総務省通知「経営戦略」の策定推進について)に基づき策定する中長期的な基本計画です。なお、本市策定の「太田市人口ビジョン・総合戦略」、「第2次太田市総合計画」及び「太田市都市計画マスタープラン」との整合性についても図ることとします。

3 対象事業(2 ページ)

- (ア) 公共下水道事業
- (イ) 特定環境保全公共下水道事業
- (ウ) 住宅団地汚水処理事業(コミュニティ・プラント事業)
- (エ) 農業集落排水事業
- (オ) 戸別浄化槽事業(特定地域生活排水処理事業)

4 計画期間(2 ページ)

2019年度から2028年度までの10年間とします。

1 事業の現況(3 ページから 10 ページ)

本市では、地域の特性に応じた汚水処理方法により 5 事業の下水道サービスを提供しています。

2017 年度末時点の状況

事業名	処理施設・地区	管渠延長・基数	普及率	水洗化率
ア 公共下水道事業	5 施設	449.8km	43.9%	76.8%
イ 特定環境保全公共下水道事業	—	14.1km	0.5%	66.0%
ウ 住宅団地汚水処理事業	7 施設	45.3km	6.3%	100.0%
エ 農業集落排水事業	12 施設	156.0km	7.4%	75.2%
オ 戸別浄化槽事業	7 地区	429 基	0.6%	100.0%

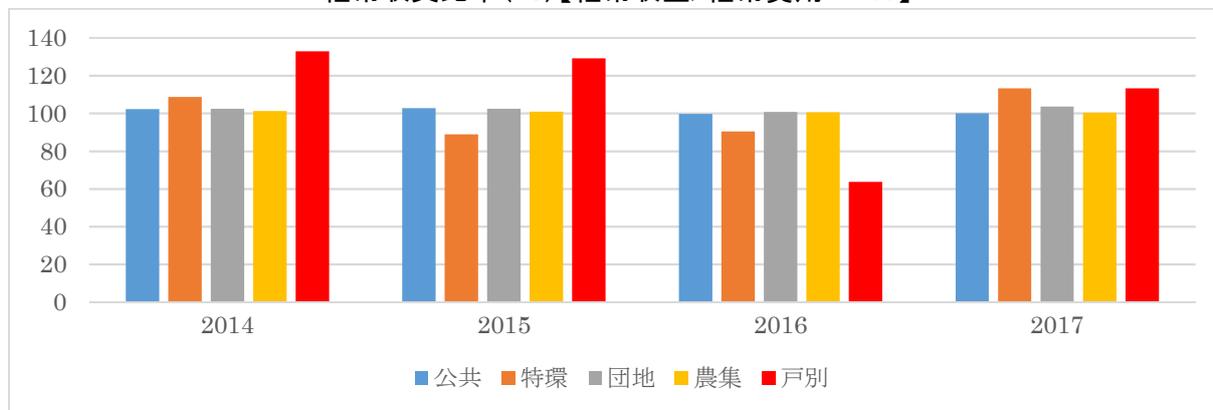
現行の使用料体系

内容	公共		特環	団地	農集	戸別
	一般用	湯屋用				
使用料 (1 m ³ あたり)	101 円	41 円	101 円	101 円	101 円	101 円

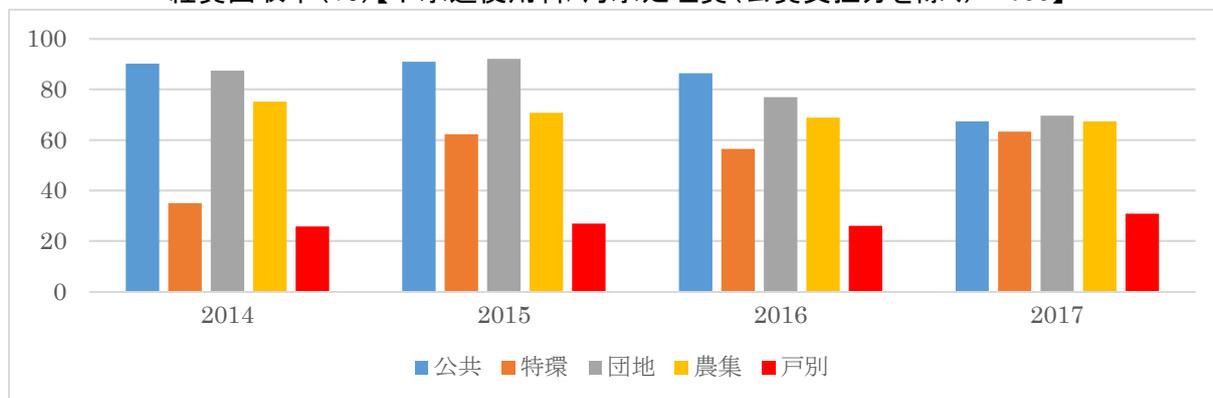
2 経営比較分析表を活用した現状分析(10 ページから 15 ページ)

主な経営指標を以下に示します。

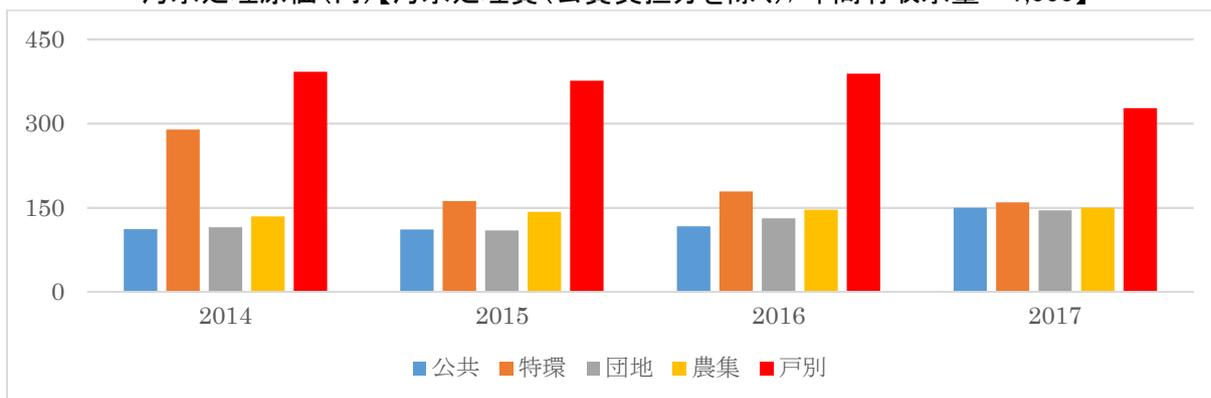
経常収支比率(%)【経常収益/経常費用×100】



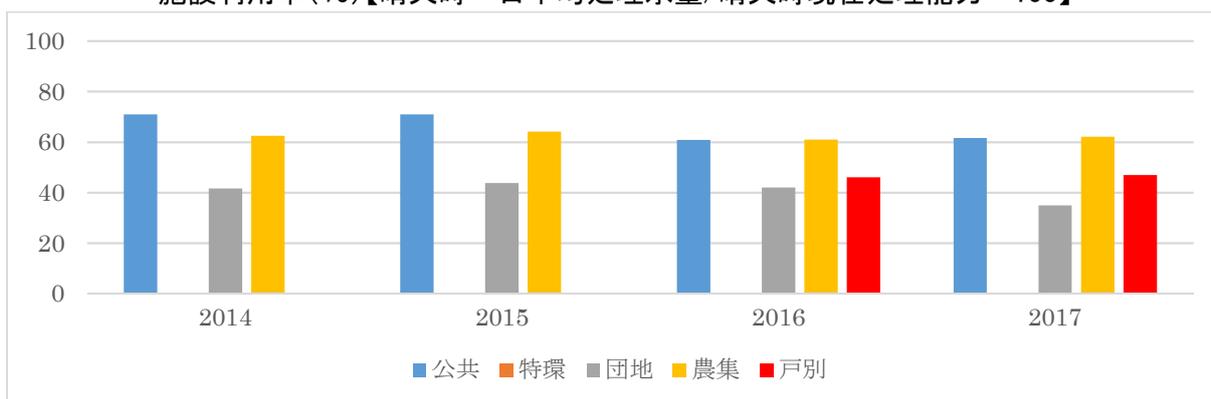
経費回収率(%)【下水道使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100】



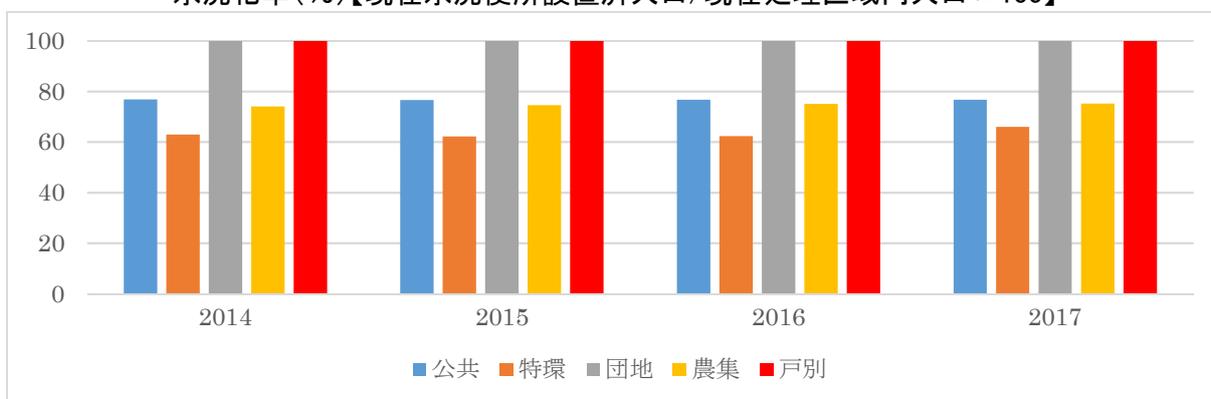
汚水処理原価(円)【汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量×1,000】



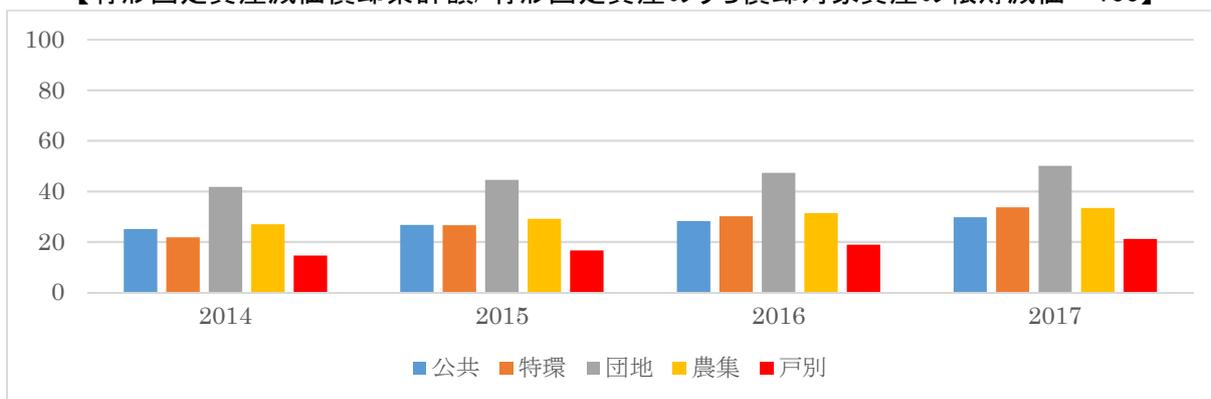
施設利用率(%)【晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100】



水洗化率(%)【現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100】



有形固定資産減価償却率(%)
【有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿減価×100】



3 事業の課題及び課題に対する取組(16 ページから 17 ページ)

事業の現況及び経営状況を分析する中で、優先度の高い課題を選定するとともに、その課題に対する取組みを決定しました。

※課題 → 課題に対する取組

(1) 施設利用率の低迷 → (1) 投資の合理化

処理施設の稼働率が低い施設の統廃合に取り組むとともに汚水処理施設の未整備区域を見直し、合理化に取り組めます。

(2) 施設の老朽化 → (2) 計画的な改築更新

今後の大量更新期の事業費に対応するため、予防保全的な修繕により施設の延命化を図るとともに、健全度の低い施設から優先的に更新を行うことで、効率的な更新に取り組めます。

(3) 経費回収率の低迷 → (3) 財源の適正化

(4) 税負担の公平性

整備途上での低普及率においては、汚水処理原価が通常よりも高くなるため基準外繰入の依存度も高くなりますが、受益者負担の原則からも繰出基準に定めた基準内繰入以外は自己財源により賄わなければならないため段階的に基準外繰入の削減に取り組めます。

(5) 維持管理費の増加 → (4) 維持管理費の抑制

費用に占める維持管理費が増加傾向にあるため、維持管理費の総合的な見直しを図ります。

第3章 投資・財政計画（収支計画）（18 ページから 58 ページ）

1 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明(18 ページから 33 ページ)

(1) 投資の合理化への取組(18 ページから 19 ページ)

●未普及地域の整備(公共・特環)(18 ページ)

事業計画(認可)区域の未整備地域に対する管渠整備を実施し、整備率 93.1%を目指します。

●処理施設の統廃合(公共・団地・戸別)(19 ページ)

老朽度及び人口密度の高い市街化区域に設置されている住宅団地汚水処理施設を下水道処理施設へ接続することで、処理施設の統廃合に取り組めます。また、汚水処理原価が高額な戸別浄化槽事業の見直しを図ります。

(2) 計画的な改築更新への取組(20 ページから 27 ページ)

●管渠及び処理場(公共・特環・農集)(20 ページから 26 ページ)

過年度の整備状況から、①標準耐用年数で改築、②目標耐用年数(標準耐用年数の1.5倍)で改築、③健全度の低下した路線のみを改築した場合について予測し、管渠では③、処理場では②の条件に基づき予防保全型の改築に取り組めます。

●防災・安全対策への取組(公共・特環)(27 ページ)

下水道事業に着手してから古い施設で約 50 年が経過しており施設の老朽化対策と同時に地震対策が必須となっています。老朽化対策では、長寿命化計画に基づき施設の延命化を図るとともに、ストックマネジメント計画策定後については、その計画に基づき施設の延命化を図ります。また、地震対策では、総合地震対策計画に基づき施設の耐震化を図ります。

(3) 財源の適正化への取組(27 ページから 30 ページ)

●水洗化率(接続率)の向上(公共・特環・農集)(27 ページ)

水洗化率が低迷している事業について、本計画期間内での水洗化率 80%達成に向けた取り組みを行います。主な取り組みとしては、普及啓発活動を中心として、農業集落排水事業では、各処理施設の当初計画で見込んだ計画流入量の対象としている建物の中で、未だ未接続となっている建物の取り扱いを見直すこととし、各処理施設の処理能力を超えない範囲での新規加入の建物からの排水を受け入れることとします。

【基準外繰入の削減効果:約 4 億 5,100 万円①】

●使用料の適正化(公共・特環・団地・農集・戸別)(28 ページ)

地方公営企業法に規定されている独立採算の原則に基づき使用料の適正化を図ります。また、経費回収率の観点から、総務省が示す適正単価 150 円/m³ の水準を目途に、公共下水道事業の使用料単価を統一単価として段階的に経費回収率の向上に努めます。

【基準外繰入の削減効果:約 21 億 9,400 万円②】

●資本費平準化債の活用(公共・特環・農集・戸別)(29 ページから 30 ページ)

減価償却費に基づいた費用負担を前提として、資本費平準化債の活用を図り、世代間の公平性に取り組めます。

【基準外繰入の削減効果:約 42 億 8,700 万円③】

(4) 維持管理費の抑制への取組(31 ページ)

●維持管理費の抑制(公共・特環・団地・農集)(31 ページ)

処理場の管理委託に係る単価の見直し、不明水対策及び効率的な修繕への取り組みにより 5%程度の経費削減を図ります。

【基準外繰入の削減効果:約 5 億 4,500 万円④】

(5) その他の取組(31 ページ)

●し尿処理施設との統合(公共)(31 ページ)

2010 年度に策定した「し尿処理適正化基礎調査」により汚水処理施設との統廃合の対象となった新田クリーンセンターについて、2021 年度から流域関連公共下水道事業新田処理区へ施設統合するものとします。

(6) 課題に対する取組の総括(32 ページから 33 ページ)

●一般会計繰入金に対する取組(公共・特環・団地・農集・戸別)(32 ページから 33 ページ)

自主財源(下水道使用料等)及び基準内繰入のみで事業費が賄えるよう、本計画期間内での取組により基準外繰入の段階的な削減を図ります。

【基準外繰入の削減効果:総額約 74 億 7,700 万円①+②+③+④】

2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組(34 ページから 36 ページ)

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況(34 ページ)

●下水道全体計画の見直しへの取組(公共・特環・団地)(34 ページ)

本計画期間の最終年度(2028年度末)の整備済面積は2,506.90ha(団地195.60ha含む)となる予定であり、現行の下水道全体計画区域面積5,772.10haに対しての未整備面積は3,265.20haとなります。この未整備面積を過去3年間の整備実績である26.00ha/年で面整備を進めた場合、2029年度以降、整備が完了するまでに約126年を要します。

2018年3月策定の「群馬県汚水処理計画」では、2027年度を目途に汚水処理の概成を目指しており、本市においても、その目標を達成するため、事業計画(認可)区域の整備を推進することとしておりますが、今後、将来に渡ってすべての下水道全体計画区域を集合処理として整備していくことは、人口減少社会を迎えた中では、個別処理と比較して非常に非効率となることが想定されます。

したがって、汚水処理を概成した後については、適正な下水道全体計画区域への見直しを図り、持続可能な汚水処理を目指します。

●処理施設の統廃合への取組(公共・団地・農集)(34 ページ)

本計画期間内において処理施設の統廃合はしないとした施設についても、引き続き経済比較を行った上で、公共下水道施設への接続が効率的であると結論付けられた施設を対象として、接続の検討を図ります。なお、接続の検討を図る際は、下水道全体計画の見直しとの整合性を図ることを前提とします。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況(35 ページ)

●使用料の見直しに関する事項(公共・特環・団地・農集・戸別)(35 ページ)

本計画期間での使用料の適正化が完了しないものについて、引き続き経費回収率100%を目標とした料金改定に取り組めます。なお、統一単価では目標を達成できない事業は、個別に適正化に取り組むものとします。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況(36 ページ)

●その他の取組(公共・特環)(36 ページ)

流域下水道の維持管理負担金の軽減等について、関連市町村と連携して、群馬県への要望及び協議に取り組めます。

第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項(59 ページ)

●2020年度及び2025年度に予定している使用料改定に合わせた経営戦略の見直しを図るとともに、全体計画見直し等により大幅な計画値との乖離が生じた際にも適宜見直しを図ることとします。なお、特段の見直しを行わない場合であっても、概ね5年ごとにローリングを実施し、必要に応じて修正を行うものとします。